

令和2年度 第1回 島根県肝炎対策協議会（書面開催）

令和3年3月26日

1 議 事

(1) 島根県の肝炎対策の現状について 資料1

- 1) 島根県内市町村における肝炎ウイルス検診等の実績（令和元年度）
- 2) 島根県及び松江市(中核市)が実施している肝炎ウイルス検査の実績（令和元年度）
- 3) 肝がん等重症化予防事業の実績（令和元年度）
- 4) 肝炎治療医療費助成制度と肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実績(令和元年度)
- 5) 肝機能障がいによる身体障害者手帳交付実績
- 6) 肝疾患診療連携拠点病院の活動(令和元年度実績)
- 7) 島根県の予算と事業予定(令和2年度)

(3) 肝炎対策の目標値について 資料2

(4) 島根県肝炎医療コーディネーターの令和元年度養成状況について . 資料3

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し予定について . . . 資料4

2 報告事項

(1) 組織改編に伴う島根県肝炎対策協議会設置要綱の改正について . . 資料5

1) 島根県内市町村における肝炎ウイルス検診等の実績

資料 1

1 肝炎ウイルス検診等実績

老人保健法(平成14年度～)及び健康増進法(平成20年度～)による健康診査において実施している肝炎ウイルス検診。
実施主体である市町村が、満40歳となる者、及び40歳以上の者であって、過去に受検(受診)歴のない希望者を対象として実施。
(肝炎ウイルス検診等実施要領より)

(1) C型肝炎ウイルス検診

	受診者(人)			「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者(人)			感染者率			
	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	全国
令和元年度	471	3,251	3,722	0	5	5	0.0%	0.2%	0.1%	集計中
平成30年度	412	3,032	3,444	0	8	8	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%
平成29年度	450	2,826	3,276	0	9	9	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%
平成28年度	460	2,926	3,386	0	5	5	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%
平成27年度	665	3,986	4,651	0	12	12	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%
平成26年度	574	4,161	4,735	1	26	27	0.2%	0.6%	0.6%	0.4%
平成25年度	565	4,840	5,405	1	27	28	0.2%	0.6%	0.5%	0.4%
平成24年度	401	2,651	3,052	1	14	15	0.2%	0.5%	0.5%	0.5%
平成23年度	391	1,863	2,254	0	16	16	0.0%	0.9%	0.7%	0.6%
平成22年度	81	1,434	1,515	0	15	15	0.0%	1.0%	1.0%	0.7%
平成21年度	74	2,051	2,125	0	19	19	0.0%	0.9%	0.9%	0.8%

	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	全体	全国
平成18年度	5,853	5,121	10,974	61	79	140	1.0%	1.5%	1.3%	0.8%
平成17年度	6,889	4,028	10,917	73	73	146	1.1%	1.8%	1.3%	0.9%
平成16年度	7,683	3,374	11,057	94	73	167	1.2%	2.2%	1.5%	1.0%
平成15年度	8,876	4,246	13,122	128	121	249	1.4%	2.8%	1.9%	1.3%
平成14年度	10,255	7,127	17,382	161	193	354	1.6%	2.7%	2.0%	1.6%

(2) B型肝炎ウイルス検診

	受診者(人)			Hbs抗原検査において「陽性」と判定された者(人)			感染者率			
	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	全国
令和元年度	473	3,246	3,719	2	25	27	0.4%	0.8%	0.7%	集計中
平成30年度	412	3,072	3,484	1	27	28	0.2%	0.9%	0.8%	0.6%
平成29年度	451	2,827	3,278	5	21	26	1.1%	0.7%	0.8%	0.6%
平成28年度	459	2,924	3,383	7	32	39	1.5%	1.1%	1.2%	0.6%
平成27年度	664	3,984	4,648	2	33	35	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
平成26年度	574	4,161	4,735	2	35	37	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
平成25年度	566	4,847	5,413	4	41	45	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
平成24年度	399	2,649	3,048	4	13	17	1.0%	0.5%	0.6%	0.8%
平成23年度	391	1,861	2,252	4	19	23	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%
平成22年度	82	1,434	1,516	1	15	16	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%
平成21年度	73	2,047	2,120	0	12	12	0.0%	0.6%	0.6%	0.9%

	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	計	節目検診	節目外検診	全体	全国
平成18年度	5,841	5,114	10,955	54	47	101	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
平成17年度	6,884	4,024	10,908	76	35	111	1.1%	0.9%	1.0%	1.1%
平成16年度	7,821	3,396	11,217	91	50	141	1.2%	1.5%	1.3%	1.1%
平成15年度	8,848	4,191	13,039	105	52	157	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
平成14年度	10,251	7,269	17,520	133	107	240	1.3%	1.5%	1.4%	1.3%

〔参考〕市町村独自実施分（自治体の財源にて実施する検診～人間ドック等）

	C型肝炎ウイルス検診	B型肝炎ウイルス検診
	検診受診者(人)	検診受診者(人)
令和元年度	1,936	1,968
平成30年度	2,086	2,134
平成29年度	1,939	2,002
平成28年度	2,356	2,417
平成27年度	2,779	2,831
平成26年度	4,989	5,058
平成25年度	4,302	4,336
平成24年度	4,598	4,613
平成23年度	3,825	3,826
平成22年度	4,541	4,518
平成21年度	1,008	1,008
平成20年度	827	829
平成19年度	1,785	1,785
平成18年度	1,641	1,641
平成17年度	1,415	1,415
平成16年度	1,206	1,209
平成15年度	522	522
平成14年度	—	—

※市町村独自実施分は、既陽性者も受診者数に含まれるため、参考扱いとする。

（統計値は各年の厚生労働省報告資料、政府統計資料より引用）

※ただし、市町村独自実施分は県集約である。

※肝炎対策協議会と同じ資料

2) 島根県及び松江市(中核市)が実施している肝炎ウイルス検査の実績 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実績

①【保健所実施】肝炎ウイルス検査受検者数

令和3年3月1日 現在

	H16～H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
4月	47	4	1	0	13	11	8	4	11	8 (3)	2 (1)	109
5月	25	16	37	5	10	7	7	2	5	27 (18)	6 (0)	147
6月	32	13	7	28	14	10	8	6	5	31 (14)	5 (2)	159
7月	26	12	10	10	82	94	11	33	14	20 (8)	9 (2)	321
8月	20	10	12	10	29	14	38	11	43	10 (5)	4 (1)	201
9月	29	5	8	50	21	12	11	5	15	10 (6)	6 (1)	172
10月	77	5	3	2	35	14	18	9	7	6 (4)	2 (0)	178
11月	41	1	5	7	23	23	14	14	14	13 (7)	6 (0)	161
12月	44	18	4	8	18	30	16	8	10	13 (10)	5 (1)	174
1月	142	6	2	7	17	19	9	7	10	11 (7)	4 (0)	234
2月	304	15	5	1	8	12	7	12	9	11 (4)	3 (0)	387
3月	152	3	8	12	8	9	3	8	8	4 (2)	2 (0)	217
計	939	108	102	140	278	255	150	119	151	164 (88)	54 (8)	2,460

②【委託医療機関実施】肝炎ウイルス検査受検者数

令和3年3月1日 現在

	H16～H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
4月		57	28	22	43	74	114	68	55	54 (5)	35 (1)	550
5月		64	31	40	65	70	84	65	40	74 (5)	54 (1)	587
6月		61	37	39	57	123	164	79	89	80 (9)	56 (9)	785
7月		77	36	40	99	149	177	88	110	123 (6)	101 (8)	1,000
8月		54	21	38	111	142	135	82	94	108 (2)	59 (6)	844
9月		41	20	46	139	106	175	118	107	154 (61)	107 (39)	1,013
10月		55	42	52	111	205	146	141	145	141 (10)	70 (8)	1,108
11月	9	81	24	57	120	187	128	96	72	109 (22)	68 (5)	951
12月	22	70	62	44	130	111	77	80	83	81 (16)	56 (2)	816
1月	102	55	53	30	72	119	145	73	57	71 (10)	45 (1)	822
2月	94	42	21	55	66	114	144	89	55	65 (15)	45 (1)	790
3月	129	57	31	45	94	106	155	79	70	82 (22)	54 (4)	902
計	356	714	406	508	1107	1,506	1,644	1,058	977	1,142 (183)	750 (85)	10,168

①+②【合計】肝炎ウイルス検査受検者数

	H16～H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
合計	1295	822	508	648	1385	1,761	1,794	1,177	1,128	1,306 (271)	804 (93)	12,628

※中核市松江市分を()で再掲

※肝炎ウイルス検査委託医療機関数 令和2年3月31日現在

【県】			【松江市】		(参考)
保健所	令和元年度 肝炎ウイルス検査 委託医療機関	H30年度との増減数	令和元年度 肝炎ウイルス検査 委託医療機関	H30年度との増減数	拡充前の医療機関数 (H24.12.31以前)
松江	33	-2	97	67	7
雲南	14	0		-1	3
出雲	26	0	1	-1	3
県央	15	1		-1	1
浜田	42	-1			3
益田	16	0			5
隠岐	6	0			2
合計	152	-2	111(県外13を含む)		24

※県と中核市松江市の委託医療機関先は必ずしも一致しない

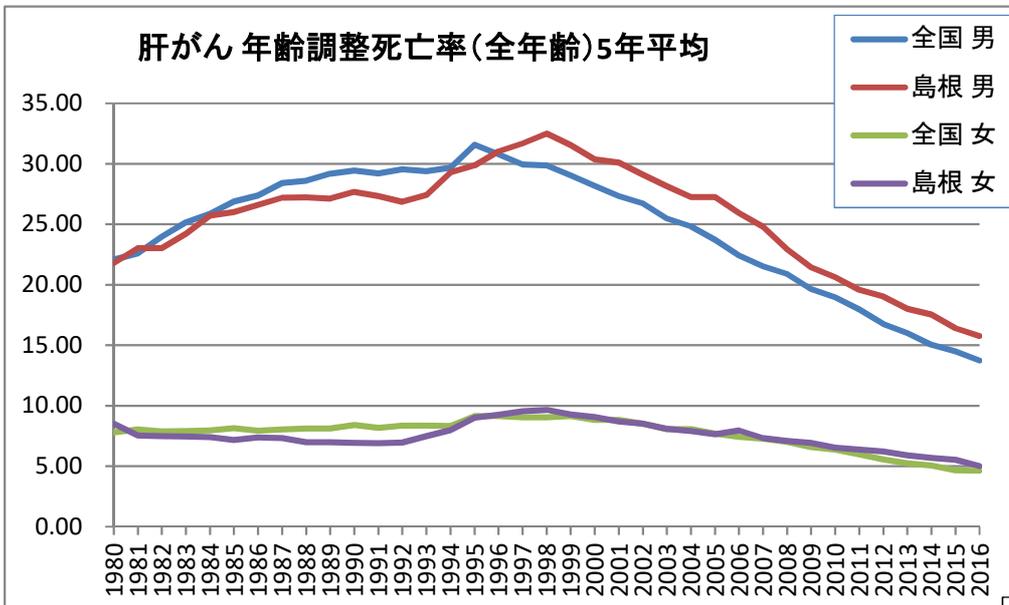
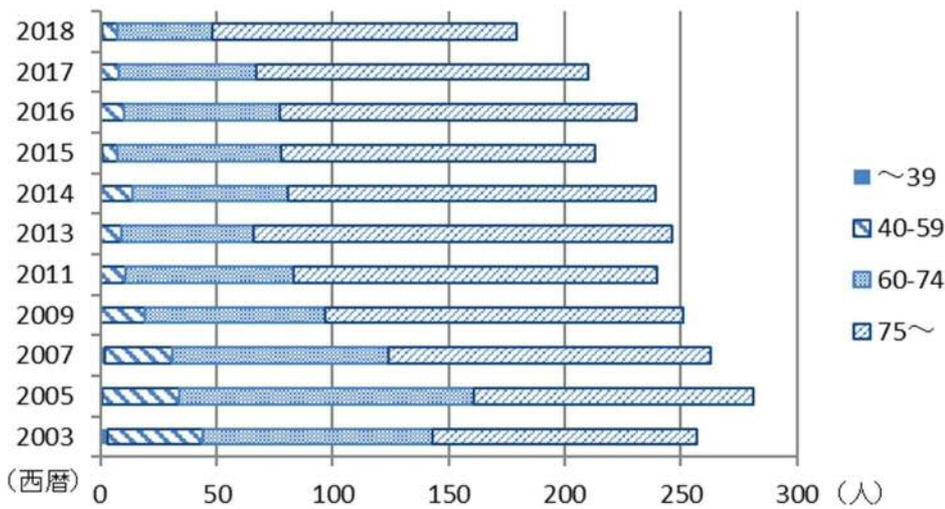
3) 肝がん等重症化予防事業について

1. 県内の肝がんの状況

男女別肝がん死亡者数の推移 (人)

西暦	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総計	257	275	281	253	263	265	251	261	240	243	246	239	213	231	210	179
男性	181	179	191	173	174	165	168	173	155	159	143	159	137	141	122	115
女性	76	96	90	80	89	100	83	88	85	84	103	80	76	90	88	64

年齢区分別肝がん死亡者数の推移(島根県)



- 島根県の肝がん死亡数は、年間約 250 件程度だったが、2018年は200件を下回った。
74歳以下の死亡者数は減少の傾向にある。
- 年齢調整死亡率は、全国と比べ、男性は高い状況にある。

年齢調整死亡率：
島根県と全国の年齢構成の違いを考慮して補正した死亡率。
島根県の死亡数は、各年前後5年の平均死亡数を用いて死亡率を算出している。

2. 各肝がん等重症化予防事業の概要と状況

初回精密検査費用助成 (平成 27 年 2 月開始)													
①事業概要	陽性者が、島根県肝炎等精密検査実施医療機関で、初回精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成。												
②助成対象者	次のすべてに該当する島根県内在住の方 1) 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者 2) 1年以内(※)に県・中核市、市町村健康増進事業、職域、妊婦健診又は手術前の肝炎ウイルス検査(検診)で陽性と判定された方 3) 県・中核市又は市町村が実施する陽性者フォローアップに同意された方 ※助成金の申請日が基準となります。												
③申請書提出先	各保健所 ※各保健所で、必要書類等を確認後、薬事衛生課へ送付。												
④助成状況	令和3年3月現在												
助成件数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>13</td> <td>22</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>	H27	H28	H29	H30	R1	合計	28	13	22	13	9	85
H27	H28	H29	H30	R1	合計								
28	13	22	13	9	85								
令和元年度平均助成金額	6,376 円												
(累計)													
対象ウイルス型	HBV 60 件 HCV 25 件												
肝炎ウイルス検査の区分	市町村検診 49 件												
	県・中核市委託医療機関 27 件												
	保健所 9 件												

定期検査費用助成(年度 2 回) (平成 27 年 4 月開始)	
①事業概要	肝がん等患者が、肝炎専門医療機関等で、定期検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成。
②助成対象者	次のすべてに該当する島根県内在住の方 1) 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者 2) B・C型肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者 3) 住民税非課税世帯に属する者、又は市町村民税(所得割)課税年額が [※] 235,000 円未満の世帯に属する者 4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者 5) 県・中核市又は市町村が実施する陽性者フォローアップに同意された方

③申請書提出先 各保健所

※各保健所で、必要書類等を確認後、薬事衛生課へ送付。

④助成の状況 令和3年3月現在

助成件数

H27	H28	H29	H30	R1	合計
0	32	80	67	67	246

令和元年度平均助成金額 3,487 円

(累計)

対象ウイルス型 HBV 40 件 HCV 206 件

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業 (平成27年2月開始)

① 事業概要

県又は中核市がフォローアップすることの同意が得られた陽性者に対し、医療機関の受診状況等を確認。

未受診の場合受診を勧奨。

②フォローアップ対象者 次に該当する県内在住の方

県・中核市の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者 等

③市町村への情報提供

フォローアップ対象者の情報を市町村へ提供することにより、市町村でフォローアップを行うことができる。

④その他

市町村においても、市町村健康増進事業で実施。

⑤事業の進行状況 令和3年3月現在

対象者 93 名 ※県・中核市保健所対象分

(内訳)

	平成30年度末	令和元年度末
経過観察者	69(9)名	79(7)名
受療中	7(1)名	4(1)名
放置・中断	2(2)名	6(4)名
状況不明	8(3)名	4(4)名
計	86(15)名	93(16)名

※中核市松江市分を()で再掲

新規同意者数	11(1)名
終了者	4(0)名

4) 肝炎治療医療費助成制度の実績

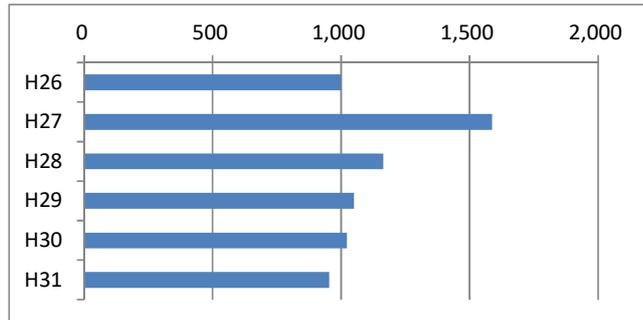
1. 肝炎治療医療費助成制度の取り組み

近年、次々と新しい治療方法が認められてきているところであるが、医療機関及び患者様への新治療法・新薬の迅速な情報提供に努めた。また、保健所窓口においても申請者の方からのお問い合わせに随時お答えし、申請者の方の理解の促進に努めた。

2. 申請数の推移（平成26年度～平成31年度）

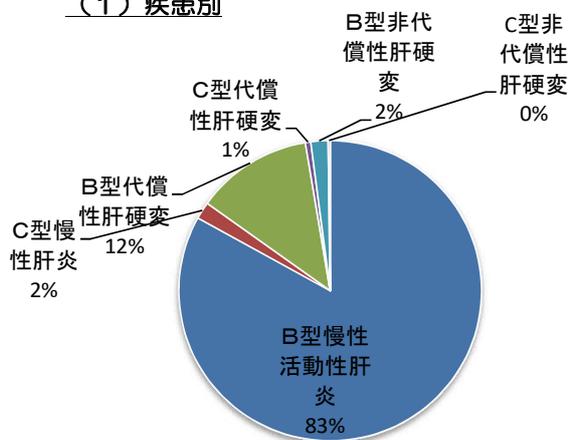
(単位：人)

年度	申請数
H26	1,000
H27	1,587
H28	1,164
H29	1,050
H30	1,022
H31	958



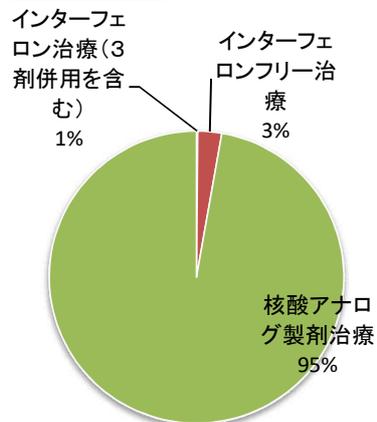
3. 受給者証所持者の内訳内容（計873人：令和2年3月末日現在）

(1) 疾患別



B型慢性活動性肝炎	725
C型慢性肝炎	16
B型代償性肝硬変	109
C型代償性肝硬変	5
B型非代償性肝硬変	16
C型非代償性肝硬変	2
計	873

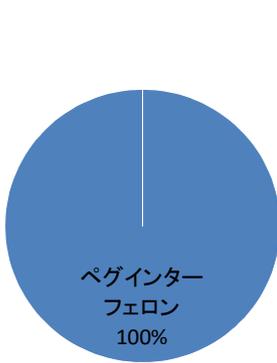
(2) 治療別



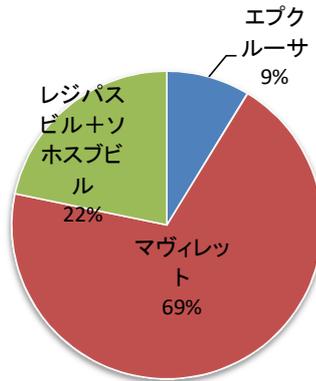
インターフェロン治療(3剤併用を含む)	1
インターフェロンフリー治療	23
核酸アナログ製剤治療	849
計	873

(3) 薬品の内容

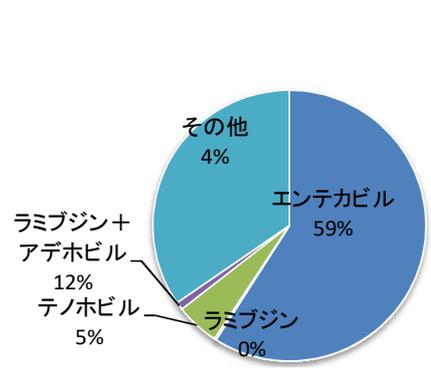
- ① インターフェロン治療（3剤併用含む） ② インターフェロンフリー治療 ③ 核酸アナログ製剤治療



ペグインターフェロン	1
ペグインターフェロン+リバビリン	
3剤併用療法	
計	1

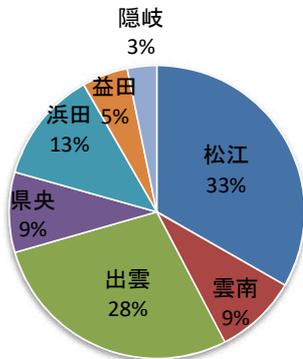


エプクルーサ	2
マヴィレット	16
レジバスビル+ソホスブビル	5
計	23



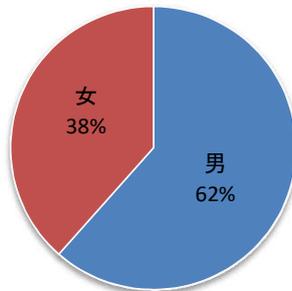
エンテカビル	501
ラミブジン	2
テノホビル	44
ラミブジン+アデホビル	8
その他	294
計	849

(4) 管轄保健所別



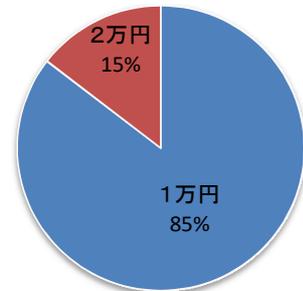
松江	291
雲南	79
出雲	246
県央	77
浜田	108
益田	44
隠岐	28
計	873

(5) 男女別



男	537
女	336
計	873

(6) 月額自己負担額別



1万円	746
2万円	127
計	873

ウイルス性肝炎を原因とする肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業について

島根県健康福祉部健康推進課

平成30年12月1日より制度開始

事業の概要	B型・C型肝炎ウイルスにより肝がん及び重度肝硬変となった患者の方に対し、治療の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究促進を行うための事業です。要件を満たす場合、県から入院医療費の助成を受けることができます。
対象となる医療	医療費の助成を受けられるのは、 指定医療機関における ウイルス性肝炎に起因する肝がん及び重度肝硬変にかかる 入院関係医療のうち 、高額療養の限度額に到達した月が該当となる月を含んで、 過去12月以内に4月以上となる場合 です。
対象患者	医療保険各法の被保険者または被扶養者の方で、かつ年収約370万円未満（高額療養の限度額適用認定証の区分で判断）であり、更に厚生労働省が行う研究事業への同意が必要となります。
自己負担額	月額1万円
参加者証の有効期間	1年（更新可能）

制度の流れ

制度利用の流れは下記のとおりです。

①肝がん・重度肝硬変の入院治療を受けた場合、医療機関は患者に対し入院記録票を交付します。
②入院記録票上のカウントが3になったら、臨床調査個人票（診断書に相当）を主治医の先生に書いていただきます。
③患者は②を含め、必要書類を揃えてお住まいの地域を管轄する保健所に申請を行います。
④島根県が患者に対し参加者証が発行します。
⑤参加者証を提示すると、12月以内に4月以上該当の入院治療が高額療養限度額に到達する場合に該当月の医療について自己負担が1万円となります。

※医療費助成を受けられる「過去12月以内に4月以上」に該当するかは月毎に算定をします。

そのため、参加者証の有効期間内であっても医療費の助成を受けられる月と受けられない月が発生することになります。

令和3年2月26日末の島根県の状況

・指定医療機関・・・県内20医療機関

※指定医療機関は、医療機関からの申請に基づき随時登録を行います。

・交付実績・・・7件

5) 肝機能障がいによる身体障害者手帳交付実績

◎ 交付者数（新規交付のみ）

（単位：人）

	合計	1級	2級	3級	4級	認定されなかった者
平成22年度	40	32	3	3	2	6
平成23年度	6	4	0	2	0	1
平成24年度	5	4	1			2
平成25年度	2		2			0
平成26年度	5	3		1	1	0
平成27年度	6	4	2			1
平成28年度	13	3	5	5	0	3
平成29年度	15	8	5	1	1	0
平成30年度	7	3	2	2	0	0
令和元年度 (R2.3月末)	9	4	5	0	0	1
総交付者数	108	65	25	14	4	

令和2年3月末 所持者数（人）	38	29	6	2	1
--------------------	----	----	---	---	---

※再交付者のうち等級変更の場合は、再交付時の等級に換算

※平成30年度からの数値は、松江市が中核市移行により交付業務が委譲されたことに伴い、松江市交付分は除く。

（参考）

手帳の交付対象となる障がいの程度は「身体障害者障害程度等級表」（身体障害者福祉法施行規則）に定められています。

級別	肝機能障害
1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※等級によって、Child pugh分類の合計点数等の具体的な認定基準が定められています。

(参考)

◎ (H22~R2. 3までの交付者数(108人) + 転入者数(1人))
-R2. 3の所持者数(38人) = 71人

交付日から死亡日までの期間

~3ヶ月	15人			
~6ヶ月	8人			
~9ヶ月	2人			
~1年	6人	手帳取得後	1年以内死亡	人(%)
~1年3ヶ月	2人			
~1年6ヶ月	3人			
~1年9ヶ月	2人			
~2年	3人	手帳取得後	1~2年死亡	人(%)
~2年3ヶ月	0人			
~2年6ヶ月	1人			
~2年9ヶ月	4人			
~3年	4人	手帳取得後	2~3年死亡	人(%)
~3年9ヶ月	2人	手帳取得後	3~4年死亡	人(%)
~6年6ヶ月	1人	手帳取得後	4~7年死亡	人(%)
合計	53人			
県外転出等	1人			
松江市へ移行	17人			

6) 島根県肝疾患診療連携拠点病院（島根大学医学部附属病院）

の活動（R01 実績）

【肝臓病教室】

○第1回

月 日:2019年6月28日(金)15:30～
場 所:島根大学医学部附属病院 みらい棟 4階ギャラクシー
講 演:「今、Cより注目されるB型肝炎のおはなし」
肝臓内科 矢崎友隆

○第2回

月 日:2019年9月27日(金)15:30～
場 所:出雲市立総合医療センター 201・202会議室
講 演:「ウイルス排除がほぼ100%となったC型肝炎の対策」
出雲市立総合医療センター 佐藤秀一先生

○第3回

月 日:2019年12月20日(金)15:30～
場 所:島根県立中央病院 会議室1
講 演:「肝硬変のお話」
島根県立中央病院 肝臓内科 三宅達也先生

○第4回

月 日:2020年3月13日(金)15:30～
場 所:島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟 2階だんだん
講 演:「知って！脂肪肝」
肝臓内科 飛田博史 *開催中止

【家族支援講座】

○第1回

月 日:2019年6月28日(金)16:10～
場 所:島根大学医学部附属病院 みらい棟 4階ギャラクシー
講 演:「私のB型肝炎訴訟～裁判を通して思うこと～」
全国B型肝炎訴訟山陰原告団 代表 山本雅和氏
「B型肝炎訴訟を終えて、肝炎医療コーディネーターとして今思うこと」
全国B型肝炎訴訟山陰原告団 副代表 濱田知博氏
「B型肝炎訴訟って何～弁護士がわかりやすく説明します～」
全国B型肝炎訴訟山陰弁護団 弁護士 高橋真一氏

○第2回

月 日:2019年9月27日(金)16:30～
場 所:出雲市立総合医療センター 201・202会議室
講 演:「ぴったんこ肝★肝～O×クイズで肝臓を学ぼう～」
出雲市立総合医療センター 外来師長 福間明子氏

○第3回

月 日:2019年12月20日(金)16:30～

場 所:島根県立中央病院 会議室 1

講 演:「肝臓病のみなさん、エコー検査を受けましょう！」

島根県立中央病院 検査技術科 検査技師 武田典子先生

○第4回

月 日:2020年3月13日(金)16:30～

場 所:島根大学医学部附属病院 ゼブラ棟 2階 だんだん

講 演:「知っておきたい 肝臓病と食事のこと」

管理栄養士 平井順子 *開催中止

【市民公開講座】

○(共催)肝臓学会主催「肝がん撲滅運動」市民公開講座

月 日:2019年7月28日(日)13:00～16:25

場 所:くにびきメッセ 5階 501大会議室

対 象:一般

司 会:出雲市立総合医療センター 副院長 佐藤秀一先生

講 演:「本当にご存知ですか?～肝臓病治療の進歩～」

松江赤十字病院 検査部 内田靖先生

「本当にご存知ですか?健診やドックの話～肝臓病と胆道と膵臓の三角関係～」

出雲市立総合医療センター 内科 福庭暢彦先生

「本当にご存知ですか?～メタボの話～」

島根大学医学部附属病院 肝臓内科 飛田博史

「本当にご存知ですか?「保険の話」～保険ひとつで人生が変わる～」

ごうぎん保険プラザ出雲 有本祥人先生

【島根県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会】(年2回)

○第1回

月 日:2019年9月12日(木)15:00～16:00

場 所:【出雲会場】島根大学医学部附属病院みらい棟 4階ギャラクシー

【浜田会場】浜田医療センター2階応接室(TV会議システム中継会場)

議 題:1. 島根県肝疾患診療連携拠点病院(本院)の活動報告

2. 令和元年度第1回島根県肝炎対策協議会

3. 令和元年度第1回都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会及び
令和元年度第1回都道府県肝疾患診療連携拠点病院医師・責任者向け
研修会について

4. その他

○第2回

月 日:2020年2月20日(木) 16:00～17:00

場 所:【出雲会場】島根大学医学部附属病院 みらい棟 4階ギャラクシー

【浜田会場】浜田医療センター(中継会場)

【益田会場】益田赤十字病院(中継会場)

議 題:1. 島根県肝疾患拠点病院の活動報告

2. 令和元年度第1回都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会及び
令和元年度第1回都道府県肝疾患診療連携拠点病院医師・責任者向け
研修会について

3. その他・・・レンビマ副作用チェックシートの展開について
・・・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱等の改正について
・・・職域での肝炎ウイルス検査陽性者に対する精密検査受検勧奨について

て

【医療従事者研修(一般)】

月 日:2019年10月3日(木)18:00~19:30
場 所:島根大学医学部附属病院 みらい棟 4階
講 演:「当院における切除不能肝細胞がんに対するレンバチニブ治療症例の検討」
島根大学医学部附属病院 肝臓内科 矢崎友隆
「トレーシングレポートを活用した薬薬連携の推進～レンビマへの取り組みを中心に～」
島根大学医学部附属病院 薬剤部 中村健志

【医療従事者研修(専門)】

月 日:2020年2月20日(木)17:00~18:00
会 場:【出雲会場】島根大学医学部附属病院 みらい棟 4階ギャラクシー
【浜田会場】浜田医療センター(TV会議システム中継会場)
【益田会場】益田赤十字病院(TV会議システム中継会場)
講 演:「肝炎撲滅に向けた山口県での取り組み
～肝炎医療コーディネーターとともに!～」
山口大学大学院医学系研究科 消化器内科学
山口大学医学部附属病院 肝疾患センター 日高 勲先生

【出張肝臓病教室】

○職域向け

月 日:2020年2月7日(金)16:00~17:00
場 所:出雲市民会館
団体名:公益財団法人出雲市芸術文化振興財団

【肝炎デー街頭キャンペーン】

月 日:2019年7月27日(土)13:00~15:00
場 所:イオンモール出雲
内 容:啓発グッズの配布、フィブロスキャン、ポスター掲示、DVD放映

【肝疾患診療連携拠点病院×知って、肝炎プロジェクト

肝炎普及啓発イベント2019in 中四国ブロック】

月 日:2019年7月27日(土)14:00~16:00
場 所:JR新山口駅南北通路、北口広場、山口グランドホテル
内 容:啓発グッズの配布、Pepperくんによる検査勧奨、肝炎ウイルス検査、
スペシャルサポーター啓発コメント、メディア取材

【職域向け肝炎ウイルス検査啓発活動】

島根県、協会けんぽの協力のもと、全健診機関において研究班のチラシを活用しウイルス検査受検を促進

【職域に対する取り組み】

月 日:2月5日(水)13:30～ いわみーる

2月6日(木)13:30～ サンラポーむらくも

内 容:検診機関向け説明会で令和2年度からの取り組みについて説明

【肝炎医療コーディネーター研修】

養成研修

東部	みらい棟ギャラクシー	2019年11月24日(日)10:00～16:00
西部	浜田合同庁舎中会議室	2019年12月5日(木)10:00～16:00

継続研修

東部	県庁本庁6階講堂	2019年11月25日(月)13:30～17:00
西部	浜田合同庁舎大会議室	2019年12月1日(日)13:30～17:00

【日本肝臓学会総会】

月 日:2019年5月30日(木)～5月31日(金)

場 所:京王プラザホテル

発 表:メディカルスタッフセッション 1. 肝炎医療コーディネーター
メディカルスタッフセッション 2. 肝疾患の医療行政

【第3回肝疾患診療連携拠点病院 肝炎医療コーディネーター情報共有会】

月 日:2019年6月8日(土)13:00～17:00

場 所:岡山大学病院

主 催:アツヴィ合同会社

【肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会/拠点病院医師・責任者向け研修会】

○令和元年度第1回

月 日:2020年7月12日(金)10:30～15:00

場 所:東京コンファレンスセンター・品川

○令和元年度第2回

月 日:2020年1月24日(金)10:30～15:00

場 所:東京コンファレンスセンター・品川

【肝炎対策地域ブロック戦略合同会議】

月 日:2020年9月24日(金)13:30～17:30

場 所:岡山県医師会館

【令和元年度肝疾患相談支援センター関係者向け研修会】

月 日:2020年2月28日(金)13:30～19:00

2月29日(土)9:30～15:00

場 所:AP 浜松町

テーマ:「拠点病院における相談業務の現状と課題

～相談支援システム活用と偏見・差別について～」

* 開催中止

【センター会議】

○第1回

月 日:2019年5月17日(火)17:30～

場 所:相談室4

- 議 題:1. 平成30年度活動報告
2. 令和元年度活動予定
3. 予算報告
4. その他

○第2回

月 日:2019年7月16日(火)17:30～

場 所:相談室4

- 議 題:1. 活動報告・予定
2. 相談実績報告
3. 令和元年度第1回肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会
および拠点病院医師・責任者向け研修会 報告
4. その他

○第3回

月 日:2019年9月17日(火)17:30～

場 所:相談室4

- 議 題:1. 活動報告・予定
2. 相談実績報告
3. 令和元年度第1回肝炎対策協議会 報告
4. その他

○第4回

月 日:2019年11月12日(火)17:00～

場 所:相談室2

- 議 題:1. 活動報告・予定
2. 相談実績報告
3. その他

○第5回

月 日:2020年1月20日(火)17:30～

場 所:相談室4

- 議 題:1. 活動報告・予定
2. 相談実績報告
3. その他

○第6回

月 日:2020年3月17日(火)17:30～

場 所:相談室4

- 議 題:1. 活動報告・予定
2. 相談実績報告
3. その他

7) 鳥根県の予算と事業予定について

(単位:千円)

事業名	令和元年度予算額 (当初)	令和元年度決算額	令和2年度予算額	事業予定
肝炎ウイルス無料検査	6,998	4,007	5,903	県内保健所・肝炎ウイルス検査委託医療機関で無料検査を実施
肝炎対策の普及・啓発	1,385	632	1,001	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 肝臓週間及び世界肝炎デーに合わせた広報活動 ▪ 街頭キャンペーンの実施 ▪ 肝炎ウイルス検査促進リーフレットの配布 ▪ テレビ、ラジオ、新聞 等を利用した広報活動
フォローアップ普及・啓発	251	149	246	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保健所又は市町村からフォローアップを実施 ▪ リーフレット等に事業内容を掲載
精密検査費用助成	829	291	618	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 周知用のチラシを作成し、配布 ▪ 肝炎等精密検査実施医療機関で精密検査を実施
肝炎医療コーディネーター養成	230	122	230	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 肝炎医療コーディネーター養成研修 ▪ 肝炎医療コーディネーター継続研修
肝疾患診療地域連携体制強化	13,185	14,570	14,570	肝疾患連携拠点病院が実施する事業費の補助
肝炎治療医療費助成	125,469	63,519	100,361	専門医による審査会において、認定された方に対する医療費の一部助成
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	43,032	748	28,329	肝がん・重度肝硬変の方の入院治療の一部に対する助成(平成30年12月開始)
健康増進事業費補助金	12,015	10,303	10,292	市町村が実施する肝炎ウイルス健診費用への補助
計	203,394	94,341	161,550	

肝炎対策の目標値について（1）

薬事衛生課、健康推進課

1. 成果目標（平成 30 年 10 月設定）

4年間の肝炎ウイルス検査受検者を、**3万人以上**とする。

平成 30 年度～令和 3 年度の受検者数の合計が 3 万人以上

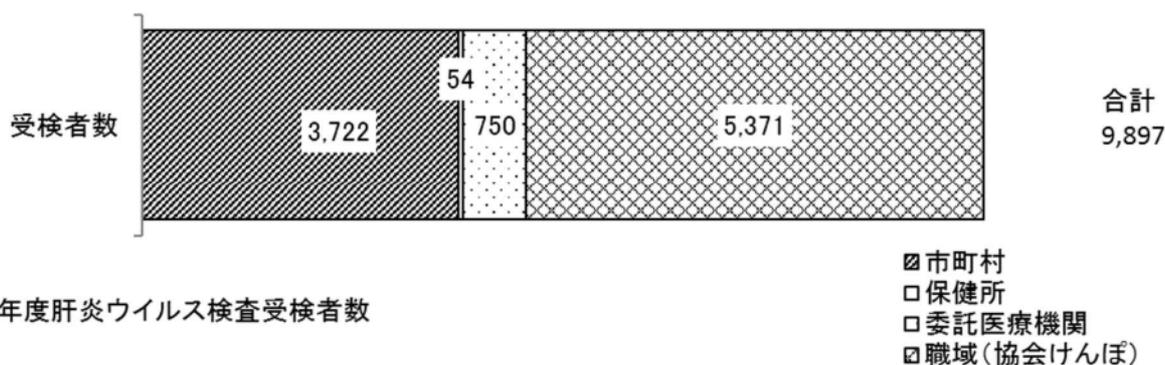
2. 肝炎ウイルス検査受検者数の評価

（1）評価の方法

平成 30 年度の下記検診受検者数の合計により、肝炎ウイルス検査受検者数を求めた。

検診の種類	①市町村検診（健康増進事業）
	②県・中核市の委託医療機関及び保健所検査（重症化予防事業）
	③協会けんぽ加入事業所検診

（2）令和元年度受検者数の状況



（3）結果及び目標の達成に向けて

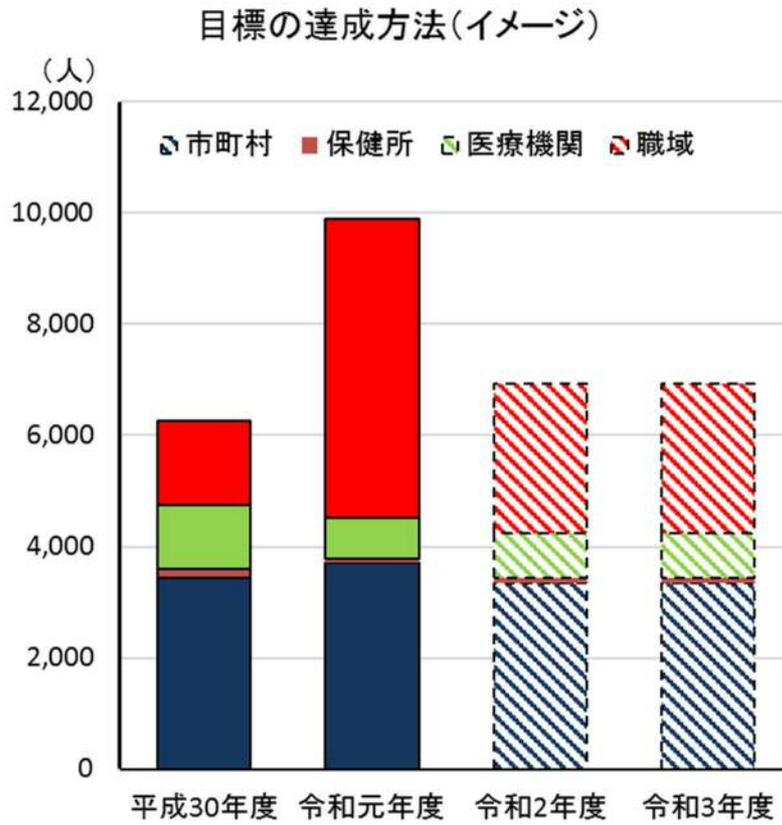
平成 30 年度の肝炎ウイルス検査受検者数と比較し、令和元年度の受検者数は 58 %増加した。

（参考）前年度との受検者数比較

	平成 30 年度	令和元年度	前年度比
市町村	3,444	3,722	108 %
保健所	164	54	33 %
委託医療機関	1,142	750	66 %
職域(協会けんぽ)	1,510	5,371	356 %
合計	6,260	9,897	158 %

最も増加したのは職域（協会けんぽ）での受検者数だった。

今後も特に職域の肝炎ウイルス検査の周知を実施し、受検者数を増加させることで、目標の達成を目指す。



肝炎対策の目標値について（2）

1. 成果目標（平成 29 年 10 月設定（平成 30 年 10 月変更））

今後 5 年間で要精検者の精密検査実施医療機関での**受検率**を向上させる。

平成 28 年度末：31.6% → 令和 3 年度末：60%以上

2. 要精検者受検率の評価

（1）評価の方法

要精検者の受検率は、前年度の肝炎ウイルス検査陽性者のうち、翌年度までの精密検査受診の報告者の率により求めた。

$$\text{要精検者の受検率} = \frac{\text{翌年度までの初回精密検査費用助成申請者数}}{\text{前年度の肝炎ウイルス検査 陽性者数}} \\ \text{(委託医療機関、保健所、市町村健診)}$$

（2）令和元年度の要精検者受検率の状況

$$\begin{aligned} \text{令和元年度要精検者の受検率} &= \frac{\text{令和元年度までの初回精密検査費用助成申請者数}}{\text{平成 30 年度の肝炎ウイルス検査 陽性者数}} \\ &= \frac{11}{54} = 20.4\% \end{aligned}$$

（3）結果及び目標の達成に向けて

要精検者の受検率は、平成 30 年度末の 35.2%と比べ、令和元年度は 20.4%と減少となった。

成果目標の達成に向けて、今後も初回精密検査の制度の周知を図り、保健所や市町村におけるフォローアップ事業において、陽性者が精密検査を受診するように働きかけを行っていく。

また、医療機関で働く肝炎医療コーディネーターを養成し、肝炎ウイルス検査を実施した医療機関においても、陽性者を確実に精密検査へつなげていくことができるように体制を整備する。

肝炎対策の目標値について（3）

1. 成果目標（平成 29 年 10 月設定）

今後 5 年間で、**肝がん年齢調整死亡率（人口 10 万人対）** を低減させる。

平成 28 年度末(2013 年統計値)		令和 3 年度末(2018 年統計値)
男性: 18.0	⇒	男性: 15.7
	13%減	
女性: 5.9	⇒	女性: 5.3
	10%減	

2. 肝がん年齢調整死亡率の評価

（1）評価の方法

島根県健康指標データベースシステム（SHIDS）を用いて算出を行った。

（2）令和元年度の島根県の肝がん年齢調整死亡率の状況

令和元年（2016 年統計値）の島根県の肝がん年齢調整死亡率は、男性 15.8、女性 5.0 であった。

（3）結果及び目標の達成に向けて

島根県の肝がん年齢調整死亡率は、平成 28 年（2013 年統計値）と比べて令和元年は男性は 12.2%減、女性は 15.3%減となった。

女性は目標を達成した結果となったが、成果目標の達成に向けて、引き続き肝炎の重症化予防事業の促進を図る。

島根県肝炎医療コーディネーターの令和元年度養成状況について

1) 肝炎医療コーディネーター養成研修会及び継続研修会

1 養成研修会

〔東部会場〕 令和元年11月24日（日） 10:00～16:00

島根大学医学部附属病院みらい棟

〔西部会場〕 令和元年12月5日（木） 10:00～16:00

県浜田合同庁舎

内 容

- ・ 肝炎医療コーディネーターについて
- ・ 島根県の肝炎の現状と対策
 - 〔（東部）島根県薬事衛生課 神庭友里恵主任技師〕
 - 〔（西部）島根県薬事衛生課 昌子暢賢感染症グループリーダー〕
- ・ 肝炎治療医療費助成制度、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
 - 〔島根県健康推進課 川島輝紀企画員〕*
- ・ 活動報告等についての情報提供
 - 〔島根大学医学部附属病院 飛田博史先生〕*
- ・ 患者の声（友の会の活動報告など）
 - 〔島根肝臓友の会 濱田知博先生〕
- ・ 肝炎等の基礎知識
 - 〔出雲市立総合医療センター 佐藤秀一先生〕*

※西部会場は東部会場の講義録画ビデオにより実施。

認定者数 54名

(内訳について)

○会場別

〔東部会場〕 32名

〔西部会場〕 22名

○所属別

〔肝疾患診療連携拠点病院〕 4名

〔肝炎等精密検査実施医療機関〕 20名

〔島根県肝炎ウイルス検査委託医療機関〕 5名

〔その他医療機関〕 1名

〔薬局〕	3名
〔市町村〕	13名
〔保健所〕	4名
〔健診機関〕	3名
〔患者団体等〕	1名

○職種別

〔医師〕	6名
〔看護師〕	5名
〔保健師〕	15名
〔薬剤師〕	4名
〔臨床検査技師〕	9名
〔診療放射線技師〕	1名
〔社会福祉士〕	1名
〔医療クラーク〕	1名
〔事務〕	11名
〔その他〕	1名（患者等）

2 継続研修会

- 〔東部会場〕 令和元年11月25日（月） 13:30～17:00
県庁本庁舎
- 〔西部会場〕 令和元年12月1日（日） 13:30～17:00
県浜田合同庁舎

内 容

- ・ 島根県の肝炎の現状と対策
〔島根県薬事衛生課 神庭友里恵主任技師〕
- ・ 肝炎治療医療費助成制度、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
〔島根県健康推進課 川島輝紀企画員〕*
- ・ 活動報告等についての情報提供
〔島根大学医学部附属病院 飛田博史先生〕*
- ・ 肝炎等の基礎知識
〔出雲市立総合医療センター 佐藤秀一先生〕*
※西部会場は東部会場の講義録画ビデオにより実施。

受講者数 64名

ウイルス性肝炎を原因とする肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業の見直しについて

島根県健康福祉部健康推進課

令和3年4月1日より制度見直しによる改正

見直し内容	①分子標的薬を用いた化学療法による <u>通院治療の対象化</u> →外来に係る医療費については償還払いによる対応 ②月数要件を「入院4月」から「 <u>入院または通院で3月</u> 」に短縮
-------	--

→上記の見直しを行ったうえで、本事業の**対象医療**について、**高額療養費の限度額を超えた入院又は通院に係る3月目以降の患者の自己負担が1万円となるよう公費助成**

助成の方法

入院医療に係るもの	これまでどおり、原則、窓口での 現物給付
通院医療に係るもの	後日患者が島根県に対し 償還払い の請求を行う。 これまでどおり、窓口では一部負担金(3割等の金額)を徴収。

医療記録票(現：入院記録票)について

助成の可否 対象医療費	①様式変更 ②肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る1ヶ月間の全ての医療機関等の医療費の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで助成の可否を判断 →患者負担が21,000円未満でも全て記載
----------------	--

指定医療機関について

呼称	指定医療機関	
	入院と通院	通院のみ
定義	肝がん・重度肝硬変入院医療及び肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関(入院等指定医療機関)	肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関(入院等指定医療機関を除く。)

※保険薬局について

保険薬局については、医師が発行する処方箋に基づく適切な調剤は、保険薬局の指定を受けていることをもって担保できることから、個々の薬局からの指定申請に基づき、指定することとはせずに、**全ての保険薬局を対象とする。**

組織改編に伴う島根県肝炎対策協議会設置要綱の改正について

令和3年4月1日より感染症対策室が設置されることに伴い、下記のとおり島根県肝炎対策協議会設置要綱を改正しました。

島根県肝炎対策協議会設置要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○島根県肝炎対策協議会設置要綱</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(協議会の庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、健康福祉部<u>感染症対策室</u>に置く。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年5月12日から施行する。 この要綱は、平成23年1月26日から施行する。 <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○島根県肝炎対策協議会設置要綱</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(協議会の庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、健康福祉部<u>薬事衛生課</u>に置く。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年5月12日から施行する。 この要綱は、平成23年1月26日から施行する。</p>

島根県肝炎対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 肝炎対策に係る地域の医療の充実や、肝炎の正しい知識の普及啓発及び情報提供を行い、肝炎に対する理解を深め肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりを行うことを目的として、島根県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- ア 肝炎医療を専門とする医療機関との連携に関する事項
- イ 肝炎についての相談・支援体制に関する事項
- ウ 肝炎の検診・検査に関する事項
- エ 肝炎に関する正しい知識の普及啓発に関する事項
- オ 肝炎に関する情報提供に関する事項

(組織)

第3条 協議会に属すべき委員は、医師会、専門医療機関、市町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにこれらの家族又は遺族等の関係者で構成し、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を要請することができる。

- 2 協議会に会長を置き、協議会に属する委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理する
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする

- 2 委員は、再任されることが出来る。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議を行うことが出来ない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由で出席できなかったときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることが出来る。
- 6 協議で協議した結果は、健康福祉部長に報告するものとする。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部薬事衛生課感染症対策室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は他に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

この要綱は、平成23年1月26日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

島根県肝炎対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 肝炎対策に係る地域の医療の充実や、肝炎の正しい知識の普及啓発及び情報提供を行い、肝炎に対する理解を深め肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりを行うことを目的として、島根県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- ア 肝炎医療を専門とする医療機関との連携に関する事項
- イ 肝炎についての相談・支援体制に関する事項
- ウ 肝炎の検診・検査に関する事項
- エ 肝炎に関する正しい知識の普及啓発に関する事項
- オ 肝炎に関する情報提供に関する事項

(組織)

第3条 協議会に属すべき委員は、医師会、専門医療機関、市町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにこれらの家族又は遺族等の関係者で構成し、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を要請することができる。

- 2 協議会に会長を置き、協議会に属する委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理する
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする

- 2 委員は、再任されることが出来る。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議を行うことが出来ない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由で出席できなかったときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることが出来る。
- 6 協議で協議した結果は、健康福祉部長に報告するものとする。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部感染症対策室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は他に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年5月12日から施行する。
- この要綱は、平成23年1月26日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。